

[事案 2024-348] 入院一時金支払等請求

・令和8年1月28日 和解成立

<事案の概要>

代理店の募集人による告知妨害等を理由に、入院一時金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和5年7月16日から同月17日の間、睡眠時無呼吸症候群により入院したため、令和5年8月に募集代理店を通じて契約（告知・申込日は同年7月2日）した医療保険にもとづき入院一時金を請求したが、告知義務違反を理由に契約が解除され入院一時金は支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院一時給付金を支払ってほしい。これが認められない場合には、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)告知書に記入する際、代理店の募集人に対し、以前から睡眠時無呼吸症候群にかかっていることを話したが、それは記入しないようにと指示を受けた。また、同募集人は、尿酸値や中性脂肪値は偽り、正常値に近いものを記入してくださいと述べるなど、告知妨害のような行為があったので、保険会社は契約を解除することはできない。
- (2)今回の睡眠時無呼吸症候群による入院も含め、入院したにもかかわらず入院一時給付金の支払いを受けられないのであれば、本契約に加入する必要はなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、令和2年7月から睡眠時無呼吸症候群の治療を受けており、本契約の告知日の直前に、睡眠時無呼吸症候群による入院が決定していたにもかかわらず、それを告知しなかった。当社は、申立人の故意または重過失による告知義務違反により、本契約を解除したので、入院一時金の支払義務を負わない。代理店の募集人は、保険募集に際して求められる法令上の手続を適正に実施しており、申立人の主張するような告知妨害や不告知教唆等の事実は存在しない。
- (2)本契約について、保険料を返金すべき法律上の理由はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および代理店の募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)代理店の募集人は、本契約成立直後の時点で告知義務違反の可能性を知ったが、申立人による睡眠時無呼吸症候群による入院の連絡は、申込書に記載された申込日から起算してもわずか2週間程度であったため、同募集人には、申立人の告知義務違反の可能性は相当程度に高いことが伺われたものと推測できる。
- (2)上記(1)の状況であるにもかかわらず、同募集人が、「本契約の成立直後であるため給付金

を請求するのであれば保険会社の調査が入る」として、結果として申立人にその請求を翻意させたことは、申立人による相当程度に高い可能性の告知義務違反をいわば見逃すものであったといえる。告知義務は、保険者による危険測定のために保険法上も規定された義務であり、そのような義務違反を看過することは、募集人として相当な行為とはいえないと考えられる。

- (3)代理店の募集人は、保険会社に報告して相談するなり、申立人にそのまま請求させるなりして、告知義務違反が判明すれば保険会社においてその時点で本契約を解除する対応を取ることが望ましかったといえる。そうすれば、申立人が告知義務違反により解除される時期を単に後伸ばしにするだけの結果になることも避けることができた。